

「いつもより水道の 使用水量が多い」と感じたら

検針時に「いつもより使用水量が多く、こんなに
使った覚えはないけど……。何かの間違いでは？」
という問い合わせをいただくことがあります。
検針した数字は水道メーターを通過してカウント
された水量です。この数字を基に料金を算定します。
身に覚えのない使用水量が発生した場合は、次の
ようなことが考えられます。

【1】 漏水（水漏れ）

いつもより使用水量が多い場合、最初に疑うのが
漏水です。築 30 年以上を経過すると、水道管の劣
化などで漏水が発生しやすくなります。
漏水は、水道メーターを見ることで確
認ができます。

漏水の確認方法

家の水道の蛇口を全て閉め、水道メーターのパイ
ロットが回転していなければ漏水していません。パ
イロットが回転している場合は、もう一度水回りを
確認した後にパイロットを見てください。それでも
パイロットが回転している場合は、水道局お客様セ
ンターか市指定給水装置工事店に相談してくださ
い。

問合せ 水道局お客様センター（☎22-5497）

漏水は、水道メーターを見ることで確
認ができます。
家の水道の蛇口を全て閉め、水道メーターのパイ
ロットが回転していなければ漏水していません。パ
イロットが回転している場合は、もう一度水回りを
確認した後にパイロットを見てください。それでも
パイロットが回転している場合は、水道局お客様セ
ンターか市指定給水装置工事店に相談してくださ
い。

問合せ ねんきんダイヤ
〇骨折や脱臼（医師の同意が
必要）
〇単なる肩こりや筋肉疲労
〇内科的要因の病気によるこ
りや痛み
〇脳疾患後遺症などの慢性病
〇症状の改善がみられない長
期の施術
〇スポーツなどによる肉体疲
労改善
〇仕事（通勤含む）の負傷
（労災保険から給付されま
す）
問合せ 市市民課国保年金係

【2】 使用人数の増加・季節による使用状況変化
結婚や出産、家族の帰省での水道の使用人数の増
加や、季節による使用状況の変化で使用水量が多
くなることがあります。

【3】 水洗トイレの不具合

トイレのレバーが上がったままの状態や、トイレ
タンクのボールタップの不具合で水が流れっ放しに
なっていることが考えられます。トイレを流した後、
トイレタンクや便器でいつまでもチョロチョロと水
が流れる音がしていないか確認してください。

【4】 いたずらや盗水

夜間や長期間留守にしている間、いたずらや盗水
が実際に起きています。特に道路に面している屋外
蛇口などは注意してください。
※鍵付きの蛇口に替えるか、使用しない場合は撤去
をお勧めします。

水道メーターを毎日確認してみよう！

水道メーターを毎日（毎週）決まった時間（曜
日）に見て、指針の動きを観察してみるのはいかが
でしょうか？
水量の動きを把握することで無駄使いの原因の判
明や節水にも役立ちます。

人吉市戦没者追悼式
先の大戦で亡くなられた戦
没者を追悼し、恒久の平和を
祈念するため、戦没者追悼式
を開催します。
期日 10月1日(出)
時間 午前10時～11時
場所 カルチャーパレス小
ホール
問合せ 市福祉課福祉政策係

年金受給者の扶養親族等
申告書を郵送します
老齢年金などは所得税の対
象となっていて、受け取る年
金が一定額以上の人は年金か
ら所得税などが源泉徴収され
ます。
日本年金機構では毎年、所
得税課税対象者に「扶養親族
等申告書」を郵送していて、
令和5年分は9月発送予定で
す。
所得税の扶養控除を受ける
には「扶養親族等申告書」の
提出が必要です。提出しない
と各種控除が受けられず、税
金が多く徴収される場合があ
ります。忘れずに提出してく
ださい。
問合せ ねんきんダイヤ
〇骨折や脱臼（医師の同意が
必要）
〇単なる肩こりや筋肉疲労
〇内科的要因の病気によるこ
りや痛み
〇脳疾患後遺症などの慢性病
〇症状の改善がみられない長
期の施術
〇スポーツなどによる肉体疲
労改善
〇仕事（通勤含む）の負傷
（労災保険から給付されま
す）
問合せ 市市民課国保年金係

【20歳以上】
特別障害者手当
Ⅱ月額2万7300円
※身体障害者福祉法などに定
める施設に入所している人、
病院または診療所に3カ月を
超えて入院している人には支
給されません。
【20歳未満】
障害児福祉手当
Ⅱ月額1万4850円
※障がい理由に年金を受給
する人、児童福祉法などに定

児童扶養手当
9月支払い分を振り込みます
9月支払い分（7・8月分）
の児童扶養手当（父または母
と生計を同じくしていない児
童が育成される家庭の生活と
自立を助ける手当）は、9月
9日(金)に指定の金融機関の口
座に振り込みます。現況届を
提出していない人などは支払
いできません。至急手続き
をしてください。
問合せ 市福祉課児童福祉係

【支給対象児童】
20歳未満で精神または身体に
中度以上の障がいがある児
童。ただし、障がいを理由に
年金を受給する児童や、児童
福祉施設などに入所している
児童は対象になりません。
【手当額】
1級Ⅱ月額5万2400円
2級Ⅱ月額3万4900円
※所得制限があります。
問合せ 市福祉課障がい者支
援係

特別児童扶養手当を
支給します
特別児童扶養手当は、次の
要件に当てはまる児童を養育
している父か母、または父母
に代わって児童を養育してい
る人に支給します。
重度の肢体不自由や精神障
がいのため、絶対安静が永続
するなど、日常生活が著しく
制限される人です。
※所得制限があります。
問合せ 市福祉課障がい者支
援係

10月～令和5年3月

ウォーキングデーのご案内

実施校区	西校区	東校区	中原校区	西瀬校区	大畑校区
集合場所	修成館	人吉東小	中原コミセン	西瀬小体育館前	大畑コミセン
問合せ	東西コミセン (☎28-3230)		中原コミセン (☎24-1764)	保健センター (☎24-8010)	大畑コミセン (☎23-0830)
受付	午前8時10分～		午前7時40分～		10・11・2月： 午前8時～ 3月： 午前8時40分～
スタート	午前8時30分		午前8時		10・11・2月： 午前8時20分～ 3月：午前9時～
月	第1土曜日	第2土曜日	第3土曜日		第4土曜日
10月	1日 (歴史探訪ウォーキング)	8日 (歴史探訪ウォーキング)	15日 (歴史探訪ウォーキング)	15日	22日 (歴史探訪ウォーキング)
11月	5日	12日	19日	19日 (歴史探訪ウォーキング)	26日
12月	3日	10日	17日	17日	—
令和5年1月	7日	14日	21日	21日	—
令和5年2月	4日	11日	18日	18日	25日
令和5年3月	4日	11日	18日	18日	25日

※全校区とも保険をかけますので、必ず受け付けをしてください。
※小学生以下は保護者同伴で参加してください。
※お住まいの校区に関わらず参加できます。どのコースも徒歩時間は約1時間です。
水筒などは各自で準備してください。
※ウォーキングに参加すると、1回につききじ馬スタンプ10ポイント進呈券がもらえます。
10ポイント進呈券を10枚ためると、ボーナス20ポイントを加えた120ポイント進呈券と交換します。
※歴史探訪ウォーキングは、"ポイント3倍"デーで10ポイント進呈券が3枚もらえます。

問合せ 市保健センター健康増進係（☎24-8010）